

経営改善サポート保証・茨城県再生支援融資のご案内

茨城県信用保証協会は、中小企業活性化協議会などの指導・助言を受けて作成された事業再生計画等に従って事業再生を行う中小企業の皆様を、経営改善サポート保証ならびに茨城県再生支援融資によりサポートしています。

経営改善サポート保証(感染症対応型)は、信用保証料率が0.2%になります(令和6年3月31日保証申込受付分まで)。

制度名	経営改善サポート保証		経営改善サポート保証 (感染症対応型)	茨城県再生支援融資
資格要件	以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 ※1 ・ 中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ・ 認定支援機関(中小企業活性化協議会)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ・ 認定支援機関(産業復興相談センター)の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ・ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ・ 整理回収機構が策定を支援した再生計画 ・ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ・ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ・ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ・ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ・ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ・ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ・ 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ・ 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画			
資金使途	事業再生計画の実施に必要な資金(運転資金(借換含む。))・設備資金)			
融資限度額	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)		2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	経営改善サポート保証を 付す場合 経営改善サポート保証 (感染症対応型)を付す場合 1億円
融資期間	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置1年以内)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (据置5年以内)	分割返済 10年以内 (据置1年以内)	分割返済 10年以内 (据置5年以内)
融資利率	金融機関所定		年2.2%以内	
信用保証料率	責任共有対象 0.8% // 対象外 1.0%	責任共有対象 0.2% ※2 // 対象外 0.2% ※2	責任共有対象 0.72% ※3 // 対象外 0.9% ※3	責任共有対象 0.2% ※2 // 対象外 0.2% ※2
保証割合	責任共有対象(80%保証) ・ 次の①または②に該当する場合は例外的に責任共有対象外(100%保証) ①責任共有対象外の既往借入金を同額以内で借り換える場合 ②危機関連保証(新型コロナウイルス感染症)の指定期間中※4に申込受付かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号の既往借入金を同額以内で借り換える場合			
連帯保証人	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要。	必要となる場合がある。 ただし、経営者保証免除対応を適用する場合、 法人代表者の連帯保証人は不要。	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の 連帯保証人は原則不要。	必要となる場合がある。 ただし、経営者保証免除対応を適用する場合、 法人代表者の連帯保証人は不要。
取扱期限	経営改善サポート保証(感染症対応型)の取扱期限は令和6年3月31日保証申込受付分まで			
備考	・ 取扱金融機関は融資実行後、四半期に一回、中小企業者から計画の実行状況の報告を受ける必要があります。 ・ 取扱金融機関は原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告する必要があります。			

※1.医療法人、NPO法人は対象外となります。

※2.国の保証料補助により、お客様負担が0.2%となります。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外となります。

補助前の経営改善サポート保証(感染症対応型)の信用保証料率:責任共有対象0.8%(経営者保証免除対応を適用する場合1.0%)、責任共有対象外1.0%(経営者保証免除対応を適用する場合1.2%)

※3.県の保証料補助により、経営改善サポート保証の信用保証料率から1割引き下げとなります。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料は補助対象外となります。

補助前の経営改善サポート保証の信用保証料率:責任共有対象0.8%、責任共有対象外1.0%

※4.令和2年2月1日から令和3年12月31日まで。

がんばる企業を全力サポート！
- いばらきをもっと元気に -

茨城県信用保証協会

ご相談・
ご質問は
こちらで！

経営支援部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階

◆経営支援課 本店担当グループ ☎029-224-7813
◆経営支援課 支店担当グループ ☎029-224-7858
◆経営支援課 経営アシストグループ ☎029-224-7852

※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

ホームページは
こちら

LINEは
こちら

令和5年4月発行